



# 鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)  
号外第30号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	不当景品類及び不当表示防止法第9条の4第1項の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の様式を定める規則(県民生活課).....	2
	鳥取県食肉衛生検査所の手数料の減免に関する規則(ク).....	4
	旅館業法施行細則の一部を改正する規則(ク).....	4
	食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(ク).....	12
	訪問販売等に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則(ク).....	13
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則(ク).....	14
	鳥取県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(ク).....	14
	鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則(ク).....	15

### ==== 公布された規則のあらまし ====

#### ◇鳥取県食肉衛生検査所の手数料の減免に関する規則

##### 1 趣旨(第1条関係)

この規則は、鳥取県食肉衛生検査所の手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

##### 2 手数料の減免(第2条関係)

(1) 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、手数料を減免することができる事とした。

ア 国又は地方公共団体

イ 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者

(2) (1)イに該当する者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない事とした。

##### 3 施行期日

この規則は、平成12年4月1日から施行する事とした。

#### ◇旅館業法施行細則の一部を改正する規則

##### 1 手数料の減免(新第13条関係)

(1) 旅館業の営業許可申請手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする事とした。

ア 国又は地方公共団体が旅館営業の許可又は営業者の地位の承継の承認を受けるとき。

イ 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が旅館営業の許可又は営業者の地位の承継の承認を受けるとき。

(2) 前項第2号の規定により手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない事とした。

- 2 旅館業営業許可申請書等の様式を改めることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、平成12年 4月 1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を講ずることとした。

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

1 手数料の減免（第12条の2関係）

- (1) 手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとすることとした。

ア 国又は地方公共団体が検査命令による製品検査又は飲食店営業等の許可を受けるとき。

イ 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が検査命令による製品検査又は飲食店営業等の許可を受けるとき。

- (2) (1)イにより手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならないこととした。

- 2 条例に規定される事項を削る等、所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

◇鳥取県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

1 手数料の減免（新第5条関係）

- (1) 浴場業の許可申請手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとすることとした。

ア 国又は地方公共団体が公衆浴場業の経営の許可を受けるとき。

イ 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が公衆浴場業の経営の許可を受けるとき。

- (2) (1)イにより手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならないこととした。

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

◇鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

- 1 理容又は美容を行う場合の衛生措置及び理容所又は美容所の衛生措置に関する規定を削ることとした。  
(第4条、第10条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

## 規 則

不当景品類及び不当表示防止法第9条の4第1項の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の様式を定める規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

不当景品類及び不当表示防止法第9条の4第1項の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の様式を定める規則

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条の4第1項の規定により立入検査又は質問をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

表面

		第 号
身分証明書		
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
<p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第9条の4第1項の規定により立入検査又は質問を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 <span style="float: right;">印</span></p>		

裏面

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

（報告の徴収及び立入検査等）

第9条の4 都道府県知事は、第9条の2の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行なうため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行なう場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第12条 第9条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、3万円以下の罰

金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

鳥取県食肉衛生検査所の手数料の減免に関する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第30号

鳥取県食肉衛生検査所の手数料の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県食肉衛生検査所条例（平成12年鳥取県条例第16号）第4条の規定に基づき、鳥取県食肉衛生検査所の手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、手数料を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者
- 2 前項第2号に該当する者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第31号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和33年鳥取県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別記様式第1号」を「様式第1号」に改め、同条第3項を削る。

第8条中「別記様式第2号」を「様式第2号」に改める。

第8条の2中「別記様式第2号の2」を「様式第3号」に改める。

第9条第1項中「別記様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第10条中「別記様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第11条中「別記様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第12条第3号中「別記様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第13条 条例第12条の規定による手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が旅館営業の許可又は営業者の地位の承継の承認を受けるとき。
- (2) 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が旅館営業の許可又は営業者の地位の承継の承認を受けるとき。

2 前項第2号の規定により手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない。

別記様式第1号から別記様式第6号までを次のように改める。

様式第1号 (第7条関係)

(表)

旅館業営業許可申請書

職 氏 名 様

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

営業施設	名 称	
	所 在 地	
	営業の種別	ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業
施設の区分		1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 2 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの 3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 4 その他の施設
法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容 管理人を置く場合にあっては、その者の住所、氏名及び生年月日		

(裏)

		造 階建 ( 棟)				
		敷地面積 m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>		延べ面積 m <sup>2</sup>	
構 造 設 備	客 室 設 備	和・洋の別	面積m <sup>2</sup> (畳)	室 数	定 員(名)	寝 具 の 数
		計				
	食 堂	有 ・ 無				
	浴 室	箇所				
	洗 面 所	箇所				
	便 所	箇所	大便器 ( 個)		小便器 ( 個) 兼用 ( 個)	
		下水道 ・ 浄化槽 ・ くみ取り				

添付書類

- 1 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備を明らかにした図面
- 3 営業施設の付近おおむね100メートル以内の見取り図（学校、児童福祉施設又は鳥取県旅館業法施行条例第2条第1項に規定する施設の有無が明らかとなるもの）
- 4 営業施設を新たに建築する場合にあっては、建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し
- 5 営業用の土地又は建物が他人の所有である場合にあっては、その所有者の承諾書

様式第2号 (第8条関係)

第 号

旅 館 業 営 業 許 可 証

住 所

氏 名

営 業 施 設 の 名 称

営 業 施 設 の 所 在 地

営 業 の 種 別

旅館業法第3条の規定により、旅館業営業を許可する。

年 月 日

職 氏 名

様式第3号 (第8条の2関係)

## 旅館業営業者地位承継承認申請書

職 氏 名 様

旅館業営業の合併（相続）による営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項（第3条の3第1項）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

生年月日

電話番号

営業施設	名 称		
	所 在 地		
	営 業 の 種 別	ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業	
合 併	合併により 消滅する法人	住 所	
		名 称	
		代表者の氏名	
相 続	被 相 続 人	住 所	
		氏 名	
	被 相 続 人 と の 続 柄		
合併予定(相続開始)年月日			
法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容			

## 添付書類

- 1 合併による承継の場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 相続による承継の場合にあっては、戸籍謄本
- 3 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

様式第4号 (第9条関係)

旅館業営業変更届出書

職 氏 名 様

旅館業営業の申請書記載事項を変更（営業の全部若しくは一部を停止又は廃止）したので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

営業施設	名 称			
	所 在 地			
	営 業 の 種 別	ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業		
	許 可 年 月 日		許 可 番 号	
変更内容	変 更 事 項			
	変 更 前			
	変 更 後			
	変 更 年 月 日			
営業の停止	事 由			
	期 間			
営業の廃止	事 由			
	廃 止 年 月 日			

添付書類 営業施設の構造設備を変更した場合にあっては、変更後の構造設備を明らかにした図面

様式第5号 (第10条関係)

鳥取県旅館業法施行条例第8条による緩和申請書

職 氏 名 様

旅館業営業の施設基準の緩和を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

営業施設	名 称						
	所 在 地						
申請事項	事 由						
	期 間	自 年 月 日		~ 至 年 月 日		日間	
	室 数	現 行	m <sup>2</sup> 室	m <sup>2</sup> 室	m <sup>2</sup> 室	m <sup>2</sup> 室	計 室
		期 間 中	m <sup>2</sup> 室	m <sup>2</sup> 室	m <sup>2</sup> 室	m <sup>2</sup> 室	計 室
	定 員	現 行	名				
		期 間 中	名				
そ の 他							

様式第6号 (第11条関係)

(1) 表 紙

年度            月            日から            第            号 (ページ数)  
                  月            日まで

ホ テ ル  
旅 館                            宿泊者名簿  
簡易宿所  
下 宿

名 称  
所在地  
経営者又は管理者氏名

(2) 内 容

宿泊者名簿

到着年月日	出発年月日	住 所	氏 名	年 齢	職 業

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号(第12条関係)

営業従事者名簿

氏 名	生年月日	住 所	就業年月日	退職年月日	備考

附 則

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旅館業法施行細則の規定により交付されている許可証は、この規則による改正後の旅館業法施行細則の規定により交付された許可証とみなす。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第32号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)」を「、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)及び鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号。以下「条例」という。)」に改める。

第7条中「別表第1」を「別表」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第12条の次に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第12条の2 条例第5条の規定による手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が法第15条第1項の検査又は法第21条第1項の許可を受けるとき。
- (2) 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が法第15条第1項の検査又は法第21条第1項の許可を受けるとき。

2 前項第2号の規定により手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

訪問販売等に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第33号**

訪問販売等に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

訪問販売等に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則（平成5年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記様式裏面を次のように改める。

裏面

訪問販売等に関する法律抜粋

第20条の2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者に対し報告をさせ、又はその職員に、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(8) 第20条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

訪問販売等に関する法律施行令抜粋

第18条 法第5条の3、第5条の4、第15条、第16条、第17条の7及び第17条の8に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第20条の2第1項に規定する主務大臣の権限に属する事務並びに訪問販売に係る取引、連鎖販売取引及び特定継続的役務提供に係る取引に関する法第18条の2に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、2以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連

鎖販売取引若しくは特定継続的役務提供に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が法第5条の3、第5条の4、第15条、第16条、第17条の7、第17条の8及び第20条の2第1項に規定する主務大臣の権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第34号**

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則（平成5年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記様式裏面中「の規定に基づく主務大臣の権限（）」を「に規定する主務大臣の権限に属する事務（）」に、「その権限に」を「その事務に」に、「の規定に基づく主務大臣の権限で」を「に規定する主務大臣の権限に属する事務で」に、「ものとする」を「こととする」に改め、「ただし」の次に「、2以上の都道府県の区域にわたり会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは」を加え、「その権限を」を「その事務を」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第35号**

鳥取県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県公衆浴場法施行細則（昭和61年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）」を「、公衆浴場法施

行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第5条 条例第8条の規定による手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

（1） 国又は地方公共団体が法第2条第1項の許可を受けるとき。

（2） 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が法第2条第1項の許可を受けるとき。

2 前項第2号の規定により手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第36号

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

（鳥取県理容師法施行細則の一部改正）

第1条 鳥取県理容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

別表第1を別表とし、別表第2及び別表第3を削る。

様式第2号中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

様式第3号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

様式第4号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第5号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

（鳥取県美容師法施行細則の一部改正）

第2条 鳥取県美容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

別表第1を別表とし、別表第2及び別表第3を削る。

様式第2号中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

様式第3号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

様式第4号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第5号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。